

平成30年度第5回郡上市行政改革推進審議会 要録

日 時

平成31年1月23日（水）13時30分～16時10分

会 場

郡上市役所4階 大会議室

出席委員

尾藤望会長、昇秀樹会長代理、井上勇治委員、神谷公眞委員、河合美世子委員、田代光敏委員、
田中栄子委員、古橋容子委員、増田雅幸委員

職務による出席者

日置市長公室長、河合企画課長、鷺見改革推進係長

欠席委員

蒲智美委員

会議内容

1. 開会

2. あいさつ

<会長あいさつ要旨>

インフルエンザが流行しているので、皆さんも留意願いたい。昨年末に続き、本日も基本方針の検討をお願いする。私は青年会議所（JC）に所属しており、先日全国会議が行われたので参加してきた。JCは、国連が2015年に掲げた『単なる経済発展だけではなく環境や文化なども一体として、誰一人として欠けることなく発展する世界』を目指した、SDGs（持続可能な開発目標）に全面的に協力している。かなり高い目標であると感じたと同時に、国連が提唱したものが地方の一組織まで来ていることを考えると、行政改革へという流れの中にも入ってくるのではないかと思った。これを急に取り入れるわけではないが、持続可能という意味では、今だけを考えるのではなく、将来に向かって長期的な視点で取り組むという考えには賛同できると思いながら話を聞いてきた。本日も委員それぞれの立場からのご意見を頂きながら、まずはこの5年間、さらにはその先にも郡上市全体が発展する改革の方針が策定できると良いと思うので、皆さんご協力をお願いする。

<市長公室長あいさつ要旨>

本年もお世話になるがよろしく願います。現在、色々な分野が日々進歩しており、本日の事務局案にも出てくるが、地方自治体においてもAI（人工知能）が、住民サービスの向上を目的に業務改善や事務の効率化に活用されるという動きが出ている。現に、県や大きな市レベルでは、スマートフォンを活用したAIによる住民向けサービスや、戸籍業務支援、保育所入所選考、道路の損傷状況自動判定、会議録自動作成など行政職員の業務支援に活用する実証実験が行われている。今後、改良されながら一般の市町村へも導入されると思われるので、情報収集をしながら活用を検討していくことになると思う。本日も様々な議題があるが、審議についてお願いしたい。

3. 審議事項（尾藤会長が議長として進行）

会長より、前回審議を行った基本方針1及び基本方針5の振り返り（指摘事項に対する事務局修正説明）と基本方針2の追加審議、その後今回の議題である基本方針3及び基本方針4審議を行う旨を説明。

事務局より、新たな審議事項である基本方針3と基本方針4については事前に資料を郵送したが、その後修正を加えたため今回配布した修正後の資料で説明させていただくことを確認し、それぞれの基本方針、重点項目、実施事項について説明を行った。

(1) 基本方針1及び基本方針5の修正点について(第4回審議会の振り返り)

[修正後:資料1-1, 1-2, 2-1, 2-2]

※第4回審議会の振り返りに関しては、特段の意見及び質疑応答なし

(2) 基本方針2 公共施設の適正な管理について(第4回審議会の続き)

意見及び質疑応答

(会長) 前回もお伝えしたが、基本方針—重点項目—主な取組み—実施項目という展開となっており、基本的には骨格の部分についての検討(大綱に掲載されるのは「主な取組み」まで)になる。その部分を表現するにあたって、加えたほうが良い事項、或いは除いたほうが良い事項があればご指摘等いただきたい。但し、ここに書いてある事項だけを行うのではなく、中心的な事項として掲載しているので、その点を確認の上ご質問、ご意見を伺う。

(会長代理) 公共施設等を統廃合すると、当然コストは安くなる。財政の状況により変わってくるが、そのコストダウンした分すべてを財政課が引き取るのではなく、その内の30%~50%を担当部署に振り分けて、例えば小中学校の統廃合によるものであれば教育委員会に返し、その分で空調やトイレの改修等グレードアップを図るような共通ルールを構築すると住民の合意も取りやすい。ただ、技術的なことであるため文章化しにくい、可能であればどこかに示していくと良い。

(企画課長) 現在、市民の皆さんとのワークショップなども通じて、公共施設適正配置計画の策定を進めているところであるが、グレードアップという点も検討事項としている。グレードアップには、施設面もあるが、ソフト部分である運営面でのグレードアップも考えられる。統廃合する以上、下がったコストをサービスの充実で充てる必要性は、公共施設適正配置の議論の中でも出ているので適正配置計画の中でその具体的な部分には触れていきたい。なお、行革大綱の中では、そのような考え方について何らかの形で表現していきたい。

(会長代理) 実施事項を学校規模適正化とすると学校だけという捉えになり、横に見た場合の公平感が出てこない。方針の中では、全庁を通じて共通できる表現をしていただきたい。

(会長) 「サウンディング型市場調査の実施に備えた調査研究」とは、具体的にはどのようなものか。

(事務局) 公共施設を適正配置していく中で、譲渡などにより市の財産でなくなる施設があった場合に、施設の有効な後活用方法について民間事業者から事前に意見を徴収し、制度設計や活用方針の作成に役立てる手法が「サウンディング型市場調査」である。行政では気づかない施設の有効活用方法について、民間の知恵を借りるという手法であるが、現時点ではこの手法に関する十分な知識を持ち合わせていないので、このことについて調査研究し準備を進めていくものである。

(会長) 表現だけの問題だが、「調査の調査研究」ということで少し分かりにくい表現となっている感じがする。また、一般市民の方が見たときに、それ自体が分からないと思うので文言注記をお願いしたい。

(事務局) 大綱全体の中で注釈が必要なものは、巻末ページ等で解説をしていく。

(委員) 公共施設に関しては、将来世代に負担を残さないよう減らしていくことが大変重要だと考えている。

(委員) 必要なものはコストがかかっても維持していかなければならない、という観点も大切である。

(事務局) 必要なコトやモノに集中投資するために、時代の変化に伴いニーズが変わってきたものなどは、減らしていかなければならない。すべての施設を現状のままで維持するという事は資本の分散につながることから、注力するところを絞るという考え方を適正配置計画にも示していく。

(会長) 気になることとしては、実施事項が学校に集中している傾向があること。インフラに関し

ては上下水道にも触れているが、そのあたりはどうかかなとも思う。

(企画課長) 公共施設の適正配置計画の策定を並行して取り組んでおり、大綱策定の半年後にできあがることを予定している。学校施設が強調されている背景には、公共施設に占める学校施設の割合が延床面積ベースで約3割と高く、学校施設の方向性が公共施設全体に影響を及ぼすという実情によるものである。誤解を招かないように説明するが、「④予防保全を含め計画的な改修等による施設の長寿命化の実施」のところ示している「学校の長寿命化計画」というのは、既存の学校施設を長期的に使用できるようしっかり保全をしていくという意味合いのものであり、学校の統廃合という話ではない。ご指摘のように、確かに学校に関する実施事項が多く掲載されているため、適正配置計画に基づく進捗管理などといった表現を盛り込むかどうかについても検討していきたい。

(会長) 審議会の委員はこの表の意味を知っているが、案外標目の立て方というのは目につきやすいため、一般の方が見たときにどう受け取るかという視点で意見を申し上げた。基本方針2については、前回からの継続事項でもあり、このあたりで次の審議に移ることとする。

(3) 基本方針3 社会情勢の変化に対応した自立した行政運営について

[修正資料：1-1、1-2]

(委員) 文言についてであるが、PDCAサイクル、OJTなど、市民の方が見て分かりにくい用語については注釈を入れていただきたい。

(企画課長) 専門用語については、改めて注釈を巻末に記載させていただく。

(委員) 具体的な実施事項に関して何点か質問をしたい。まず、窓口業務の改善とあるが、窓口業務とは受付業務なのか。行政サービスの向上を目指すのは窓口業務に限ったことではないのか。また、インターネットを活用した体育施設予約システムの確立とあるが、施設は文化センターなどその他にもいろいろあり、体育施設に特化した理由はあるのか。もう一点、修正前にはあった「経営感覚を備えた職員の育成」という表現を削った意味合いは何か。意見としては、メンタルヘルス対策は民間でも行政でも必須の取り組みではあるが、大切なことなので重点項目として掲載されていることは非常に良いことだと思う。

(企画課長) 一点目の「窓口業務の改善」については、行政事務全般においてサービスの質の向上は必須であるということをも前提として、やはり市民の皆さんと接する窓口のサービス向上を重点的に行うべきであろうということで掲載した。なお、この窓口というのは、市民課の窓口だけではなく、税務相談や年金、また電話での対応も含めた総合的なものと捉えている。また、市民の皆さんからのご意見は、窓口にも備えてあるアンケートだけではなく、市のホームページを通じてご意見もいただいております、必要があるものは回答も行っている。

次に、予約システムに関してであるが、市民の皆さんに使用していただく主な施設は、体育施設と文化センターのような社会教育施設が多いと思う。その中で、特に体育施設は社会教育施設のように一つの建物に複数の部屋がなく、大きな空間を時間帯に区切って利用している状況である。現在インターネット上における施設の予約システムは整備されていない。体育施設は、予約状況を閲覧できるような取組みを進めつつあるため、まずは体育施設の予約システム化から始めていくということである。

(委員) 現在の予約方法はどのようになっているのか。

(事務局) 台帳で管理している。電話で空き状況を確認の上仮予約していただき、紙の申請書により本申請を受け付ける形をとっている。

(委員) 予約に足を運ばなければならないことが少し残念である。インターネットで予約することができればスマートになる。もちろん書類が必要な場合もあるかもしれないが、今日会議が開きたいときに空いている施設を借りられないのはもったいない。このようなことは、効率性が大切だと思うのでご検討いただきたい。

(企画課長) 最後の質問「経営感覚を備えた職員の育成」については、重点項目からなくしてしま

ったということではなく、「③職場内外における知識やスキル向上機会の充実」へ包含し、具体的な実施事項としては「職責等に応じた階層別研修及び専門研修等の実施」の中で取り組んでいくということである。

(委員) 先日、親類が郡上市と類似する規模の他の市役所で証明を発行に訪れたが、非常に手続きがスムーズだったそうである。証明の申請書を記入している最中に、既にシステムから証明書が発行できる状態となっており、手数料もその窓口で支払って完結できたとの事であった。また、他の部署で別の手続きも必要だったが、窓口はその課の職員が来てワンストップで手続きを完了することができた。郡上市の状況が現在どのようなものであるかは分からないが、類似の他市の状況を調査し、良いものは取り入れていく必要があると思う。

(委員) 定員管理の適正化についてであるが、職員をまだ削る余地はあるのか。各振興事務所を見ると手いっぱいと感じ、住民サービスの低下を招かないかが懸念される。また、当初あった「②若年、民間経験職員の採用による年齢構成の平準化」が削除されており、医大入試に手心を加えたという世の中の事例もあるので能力主義というのは分からないでもないが、退職が一気に訪れ組織が弱体化する恐れがあることなどを考慮すると、年齢の平準化は非常に大事だと考える。

(企画課長) 職員の数は一定程度確保していく必要があるだろうと思う。合併当初1,000人を超えていた職員数が、現在は860人程度に減っており、目標に迫っている状況である。今後は、仕事のボリュームや人口減少を考慮した上で人事としての方針が出てくると思うが、市としても優秀な職員を確保していくことに注力が必要である。また、職員構成の平準化については、具体的な実施事項である「定員適正化計画に基づく計画的な職員数の確保」というところに意味を込めているが、郡上市は採用の年齢幅をかなり広げており、その中で民間経験者についても採用し、10年後、20年後の年齢構成がいびつにならないように現在も努めている。今後についても、そのような思いをもって採用を進めていくものと考えている。

(市長公室長) 郡上市だけでなく、県も民間についても人材確保が困難な状況である。複雑多様化する行政事務に対応するには一定以上の能力を有した職員が必要であるが、採用したい人数が採用できない現状となっている。数年前までは10倍以上の倍率の中で優秀な人材が確保できていたが、複数の就職先の選択の中で内定後に辞退される方もあり、公務員も人材不足に陥っている。

(会長代理) 一点目は基本方針3の説明文に関して、「行政に対する信頼は行政運営の根幹をなすことから…」となっているが、「行政」という言葉が重複するので「市政運営」と改めたほうが読みやすい。二点目は、「(1) 質の高い行政サービス・行政運営の確立」について、行政改革もクオリティに言及するところまで来たかと感慨深く高く評価するが、質の高い行政サービスとなると、ここに掲げる項目だけで足りるかということが気になる。一例をあげると、市役所においても感じの良い職員とそうでない職員がいると思うが、これも行政サービスの質である。このあたりをどのように表現するか難しく、行政改革の計画に載せるにふさわしい項目かどうかという別のフィルターも通さなければならないが、このようなことも含めて一度市民にとって質の高い行政サービスとはどのようなものかという観点から考え、必要なものを掲載していくと良い。その中には必ずしも定量的に把握できないものがあると思う。現時点で定量化できないから省くのではなく、行政の質というものを議論して、その中で数値化できるものは今後目標数値を示していけば良い。三点目は行政の信頼性の向上の「③危機管理体制の強化」に関しては、自助・共助・公助の中で行政ができることは限られているという認識のもと、自助・共助に関して触れられると良い。四点目は情報提供であるが、ワンストップサービスで全国的に有名なのは滋賀県の野洲市があるので、機会があれば参考にされると良い。

(企画課長) 質の高い行政サービスに関しては、ご指摘を踏まえて再度検討したい。三点目の危機管理体制に関して住民の参画は重要と認識しており、このことに関しては前回の審議会の議題であった「市民協働による自治力の向上」において「自治会、自主防災組織等の育成と活動支援」というところで自助に関して示しているため、基本方針3では行政サイドの危機管理として切り分け、組み立てをさせて頂いているので補足申し上げる。

(会長代理) 再掲という形を取り、詳しくは市民協働の分野で触れていくとよい。

(委員) 「(1) 質の高い行政サービス…」の実施項目にある「第2次総合計画後期基本計画の成果検証が可能な指標の設定」というのは事務事業レベルを想定しているのか。

(事務局) 基本的には施策レベルの指標であり、現在の行政点検外部評価で実施している基本方針ごとのまとまりを想定している。

(委員) 後期基本計画策定の際にも諮問があり審議がなされるという手続きがあると思うが、前期計画が終わり後期に移る段階でまたゼロベースから指標を設定するのではなく、前期の振り返りを踏まえた上で設定する必要があるのではないか。もう一点、危機管理の「多様な媒体による効率的・効果的な情報の収集及び提供」では、主にツイッターを想定されているということだが、ツイッターに限らずSNSを使った情報収集となると、誤った情報やデマを防ぐためにファクトチェックに膨大なコストを要すると言われている。確かに、他の自治体において災害時にSNSが有効に機能した事例もあり、しっかり運用されれば非常に効果的でもある。特に、行政においてはファクトチェックが必須であり、そのあたりをどのように考えているか。

(事務局) 成果指標に関しては、これまでも第2次総合計画前期基本計画の成果検証を行うために、職員全体で検討し設定してきた経過がある。当然、前期基本計画から後期基本計画へ移行する際には、進捗状況等の検証も踏まえていくことになる。その中で、引継ぐ指標も多くあると思うが、ニーズの変化に伴い新たな指標を設けたり、場合によってはニーズに合わなくなった指標を削ることもあり得る。ここでは、指標を設ける際に、職員がどのようになつたら郡上市が「いいまち」になるか思い描き、それを表現するためにはどのような指標がふさわしいかを良く考え、計画段階からしっかり設定することを実施事項として明記しているものである。また、ツイッターに関しては、既に災害時等には防災無線や市ホームページで正確な情報を提供しているが、情報提供の強化と情報収集という面も含め、媒体を充実していこうというものである。こうした情報についても段階があると考えており、有事においてはSNSなどの速さの利点と、市のホームページ等で公表する正確性という点などを考慮しながら考えていくことになろうと思う。

(市長公室長) 多くの市ではツイッターやフェイスブック、インスタグラムをセットで取り入れている状況である。郡上市には公式なSNSアカウントがないので、全部とまではいかないものの、まずはツイッターから始めてみようということである。国では、災害時におけるSNSの有効性の検証がなされており、国からもツイッター等の活用が奨められていることを受けて着手しようというものである。おっしゃるように、裏返せば色々なリスクもあろうかと思うので、多くのSNS媒体でなくツイッターから取り入れてみるということである。

(委員) 基本方針3は「社会情勢の変化に対応した自立した…」となっており、説明文の中では「社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう…」となっているが、このあたりのニュアンスと文章表現はこれで良いか。また、基本方針3の重点項目に「(3) 定員管理の適正化と人材育成」が唐突に出てきており、基本方針の説明文とつながりにくいと思われるがいかがか。

(企画課長) 前段のご指摘については、表現を工夫したい。後段のご指摘については、基本方針の説明文に職員の資質向上を掲げており、人材育成に関してはカバーをし得るものの、おっしゃるとおり定員管理についてはイメージがしにくいとも思われるので、もう少し検討を加えたい。

(委員) インターネットに関してであるが、まだ十分活用されていないという認識で良いか。先ほどお話ししたように、窓口の改善に対する意見や公共施設の長寿命化に関してなど、市民からの情報を受け止める体制というのが整えば行政としての動きが速くなると思う。

(企画課長) 現在でも、市のホームページやメール等を通じて市民の皆さんからご意見を頂戴する仕組みはある。こうした状況も踏まえ、先ほどもご指摘いただいた窓口サービスのところの書きぶりも含めて、どのように表現できるかももう少し検討していきたい。

(会長) 「②インターネットの活用などによるサービスの利便性の向上」の中で、郡上市公式アプリの充実とあるが、アプリだけではないのでここに「ホームページ」も加えていただければと思う。もう一つ、これまでも度々申し上げているが、職員の人員が限界にきている可能性がある。人員の減少が厳しい職場環境をつくりだし、何とかしよう、急がせようとする中でストレスとなり、パワハラやセクハラにつながる。サービスの向上と言って結果を追いがちだが、労務管理の

面に影響を及ぼしている。年齢構成によっても人の指導方法は違うので、そういった相談窓口も必要ではないか。世代間の格差の前では過去の経験則などは通用しないことが多く、状況や相手に応じた指導方法ができないことによって悪循環に陥ってしまう場合もある。このため、個人的には基本方針3の重点項目の順序として、定員の適正化を含めた人員の適正配置が最初にあって、その環境下でサービスの質を向上するリズムを作っていく時期に入っているのではないかと考えている。必ずしも、順番を入れ替えるべきとまでは言えないが、人員の方にも目を向けていくことが必要ということを目指したい。相談窓口という点では、ハラスメント対策としての被害者側の相談窓口はあるものの加害者側の窓口はない状況にあり、それぞれの相談体制を作ることに対策の一つであると思われる。

(4) 基本方針4 健全な財政運営と財政基盤の強化について

[修正資料2-1][資料2-2]

意見及び質疑応答

(会長) 基本方針4について、ご意見、ご質問を伺う。

(会長代理) 大綱の全体的な構成に関する意見となるが、行政改革というものは、効果の小さくなった事業を減らしてその資源を新しい課題にあてていくものである。従って、仕事を減らしていかなければならないが、国や地方自治体は一人の住民の方が必要と言った意見にも耳を傾けなければならないことも多く、実態はそんなに簡単ではない。本来はスクラップアンドビルドによる事務事業の見直しによって、財源を生み出すだけでなく人の配置や仕事のあり方を見直し、余裕をもって仕事を進め、正しい判断を行うということが行政改革の目的である。このことを大綱にも触れておく必要がある。二点目として、将来負担の軽減にある市債についてである。基本方針2のこの部分だけだと、職員も含め市民の方には分かりにくい。そのため、総論の部分において、合併後からこれまでの市債の推移をはじめ、行政改革の成果としての職員数や財政状況等の推移を掲載していく必要がある。その一方で、新たに生じてきた課題を明記することも必要。私が認識する限りでも公共施設等の見直しと、新しい働き方についての2つが挙げられる。特に、働き方の部分では、先ほどの議論に出てきたパワハラやセクハラに関するものの考え方や職場の対応について。これは、一人ひとりが研修で認識することも大事だが、先ほど会長が言われたように、地方分権改革により仕事は増えているが職員は減らされている環境下において、職場に余裕がなくなることでハラスメントが生じている「指摘もある」という、構造的な問題として捉えていくことが妥当かと思う。そのようなことが、それぞれの基本方針や重点項目等と結びついていくという構成が望ましい。

(委員) 歳出の削減においては、安心や安全など最優先されるべきこともあるので、必要などころには必要な予算をしっかりと確保していくことが大事である。安心安全のためにはこれだけの予算が必要であることを確保した上で、それ以外をどのように削っていくかという観点が大切ではないか。

(企画課長) その方法の一つが実施事項にも掲げた「枠配分」という考え方である。各部署に一定の予算を委ねて、重要度に応じ順位付けを行い組み立てていくという手法であるが、これらも踏まえて考えていく。

(委員) これも表現についてであるが、文章中に「削減」と「抑制」という言葉が出てくるが、これらの整合性や使い方に対してはどのように考えているか。また、歳入の確保の説明において「地域産業の振興や企業誘致等により市税の増収策を進めるとともに…」となっているが、主な取り組みや実施事項にはこれらの具体策が出てきていない。もう一点、将来の負担軽減の「固定資産台帳の適正な管理による市有財産の把握」という部分について、これまで建設価格のみで把握していたものを、減価償却を含めた発生主義において管理するという意味だと理解するが、見方によるとこれまで適正に管理していなかったのかと受け止められかねないので、表現については留意が必要である。

- (事務局) これまでは「財産管理台帳」というものが、公会計によりその仕組みが変わったことで「固定資産台帳」となったものであり、適正に管理していないということではないので、誤解を招かない表現にしたい。
- (会長代理) 国も地方自治体も現金主義であったことが要因である。「発生主義による市有財産の把握と管理」というような表現にしてはどうか。
- (事務局) よく検討させていただきたい。
- (委員) 質問であるが、郡上市ではふるさと寄附はかなりあるのか。体験型の返礼品とあるが、どのようなことが考えられるのか。
- (市長公室長) 平成29年度は四千二百数十万である。平成30年度についてはまだ確定していないが、現時点で平成29年度を上回っている。
- (企画課長) 返礼品に関して、現行ではスキーのリフト券や鮎釣りの遊漁証などの体験型を実施している。寄附額の3割までという国からの返礼品金額の制限の通達もある中、郡上市を訪れていただくことで副次効果を得ることがねらいである。
- (会長) 私は弁護士としての活動の中で、地方公共団体の債権管理に携わっている。その会議の中で、税務課は日頃から税金の徴収を業務としているので慣れていますが、税以外の債権が発生する部署の担当は普段の業務の中でそれほど債権を扱うことがないため不慣れであり、なかなか回収が進まない現状があるとの意見があった。行政の公債権は、強制的に差押えが可能な強制徴収公債権と、通常の裁判手続を経ないと差押えができない非強制徴収公債権の2種類に分類されるなど、取り扱うには専門的な知識も必要となる。歳入確保の具体的な実施事項の中に「債権管理に関する基本的な方針の策定と運用」とあるが、普段行政サービスの提供を主として行う部署では、その業務の合間に慣れない債権回収を行うこととなり、実際に取り組みもうとしても結構難しい問題がある。本来であれば、債権回収の専門部署を設置すると効果的なのかもしれない。弁護士会として協力体制もあるので参考にしていただきたい。また、行政は回収不可能な債権を放置している場合が多い。回収すべきものは回収しながら、不可能なものは決算書から落とすことにより、行政の財政をより実態に合ったものにすることも大事である。時効の援用を認めることについても議会の承認や債権管理条例が必要ということもあるので、素地づくりからやらなければならない。単に方針を決めれば円滑に運用できるというものでもなく、この項目を上げること自体は問題ないと思うが、これらのことも押さえながら考えていただきたい。
- (委員) 使用料については、一市民とすれば安いに越したことはないが、一方で何を使うにしても無料で使いすぎているという感覚もある。適正という言葉は案外抽象的だが、施設の使用料にしても高額で足が遠のく料金設定もできないと思う。この「使用料及び手数料の原価ベースによる算定基準の明確化」というのは、料金算定にあたり損益分岐点を計算するといった理解で良いのか。
- (事務局) 考え方の基本的な方向性はその通りであるが、使用料で費用のすべてを賄うというものでもない。公共の建物であるので、使用者に負担していただく程度というものを考える必要がある。例えば、体育館は住民の健康増進など公共的な目的達成のために市町村が設置することがほとんどで、一般的には利益を追求するものではない。よって、公共性の観点から一定の管理費は税金で賄う必要はあるが、使用する人としらない人の公平性の観点から、例えば半分は使用料で賄う必要があるのではないかなどの検討を行うものである。その上で、現行の料金と比較し極端に上昇する場合などは激変緩和措置なども検討する。
- (委員) 身近にNPO法人が運営するコミュニティカフェがあって、場所貸しもしており、明室のコミュニティセンターを借りるよりは高い金額ではあると思うが、それほど負担にならない額なので地域のサロンに活用されている。民間のスペースなので商売をやっても問題にならない。空間を活用するという点では、公共施設でなくても可能なこともある。このため、公共施設も公共施設のまま使用料を徴収して活用するだけでなく、民間への譲渡も視野に入れていくことが必要。行政改革大綱は、市民の方に読んでいただくというよりは、市の職員の方が読んで市が向かう方向を共有するものであるということを見ると、そのようなことも示されると良い。

(事務局) 公共施設全般の話になろうかと思うが、そのあたりは行革大綱の「公共施設の適正管理」の分野、或いは大綱に書ききれない部分については、公共施設適正配置計画の中でもしっかり触れていく。

(委員) 「歳入の確保」にある「電子決済等、納付方法の拡充」というのは、クレジットカード決済と捉えて良いのか。

(事務局) クレジットカードに限らず、例えば「P a y P a y (ペイペイ)」や「P a y - e a s y (ペイジー)」といった電子マネーも含むものである。

(委員) クレジットカード等であれば、支払いを忘れるなどの防止も可能であり、安定した収入を見込むことができる。また、利用者側としてもポイントがたまる等のメリットがある。この電子決済についてはどこまで進んでいて、どの程度の普及を見込んでいるのか。

(企画課長) 郡上市においては、公も民間についてもあまり進んでいない状況であり、これからの取組みであると考えている。市税だけではなく、観光の分野においても必要な取組みであるが、現時点ではどこまでの仕組みを構築するかは検討段階である。

(委員) 観光の分野では必ず必要な取組みであると考えている。これは市役所だけでなく商工会なども積極的に考えていかなければならない事項だとも思う。

(事務局) 但し、実際には導入にあたってコストとの兼ね合いもある。目先のコストが高いという理由だけでなく、将来的な見通しも含めて考えていく事項と認識している。

(市長公室長) 本年度、市内金融機関と連携し「ORGAMI PAY (オリガミペイ)」というものを実証実験している。それに加えて消費税の還元を電子決済で行うことも検討している状況である。いつまでにどれくらいとは現時点で明確には言えないものの、方向性としてはそちらへ向かっていくこととなる。

(委員) 先進的に実施している市町村もあると思うので、研究をしていただければと考える。

(会長) その他、ご意見やご質問等はないか。予定の時間も経過しているため、本日の審議はここまでとする。この場で十分にご発言等をいただけなかった意見等は、質問シートに記入して事務局へ送付していただきたい。

4. その他

(1) 次回の審議会について (第6回審議会)

事務局より、第6回審議会は2月中下旬とし、具体的な日時は会長等の日程を調整した上で改めて連絡することを報告。また、次回の審議は本日のご意見等をもとに修正した基本方針についての審議と、大綱の全体部分の審議をお願いしたい旨をお伝えした。

5. 閉会

以上、16時10分終了